コロナ禍の影響と今後の取り組みについて

令和2年度(2020年度)の状況

- ●豊中市立小中学校における長期欠席者数が 1,129 人 (前年度 810 人) に増加
- ●全国の15~39歳迄の若年無業者の割合は2.7%(前年度2.2%)に増加
- ●本市における就労支援を実施した若者が507人(前年度354人)に増加
- ●豊中市の39歳以下の自殺者数が18人※(前年16人)に増加
- ●若者支援総合相談窓口では来館による面談が制限されました。その結果、オンラインによるリモート面談を行うことで、これまで対面で相談することができなかった若者との面談が可能となる一方で、これまで来館していた相談者が緊急事態宣言解除後もオンライン面談を希望する場合もありました。
- ●子ども・若者が主体的に参加する仕組みづくり、学習支援や居場所、事業所内体験等の事業がコロナ禍の影響により大幅に減少しました。一方で、オンラインを活用した新たな取り組みが行われています。その結果、これまでは、時間や交通費の面から参加できなかった人が事業に参加できるようになったケースがあります。
- ●緊急事態宣言の影響によりアルバイトがなくなったことで、インターネットを活用してお金を得ようとした結果、副業サイトでのトラブルや詐欺にあったという若年者からの相談が増加しました。
- ■緊急事態宣言による在宅や新しい生活様式による影響(各機関から聞き取り内容を抜粋)
- ●親子とも在宅を強いられる環境により、親子間や夫婦間のストレスや負担感増大
- 就労支援対象者の中には、企業での体験や社会参加の機会を失い、状況が元に戻ったり、気持ちの面でしんどくなる人がいる
- 離職や減収等により先の見えない状況に対する不安やストレスを抱えている
- •家庭訪問や対面相談ができない事で、要支援者の早期発見が困難になっている

※令和2年(2020年)1月から12月までの統計値

今後の取り組みに向けた基本的な考え方

- ●新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子ども・若者の孤独・孤立化が一層深刻化していること、ストレスが増大していることをふまえた取り組みが必要です。
- ●子ども・若者の自殺予防対策として、悩みを一人で抱え込まず、身近な誰か、または相談窓口で話を聞いてもらえるよう、 今後も引き続き関係機関と連携しながら相談することの大切さを周知する必要があります。
- ●不登校・ひきこもりの若者たちが安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組むことが必要です。実際に集まれる場を大切にしながら、オンラインも活用することで、そこには参加することができない対象者に向けた取り組みについても検討する必要があります。
- ●児童・生徒の不登校等の状況について、聞き取り調査を実施し、現状及びその要因を把握したうえで対策について検討を行い、必要な支援につなぎます。
- ●子ども・若者が有する生きづらさ、家庭環境の課題等に対しては、庁内外の相談・支援機関やネットワークや令和 7 年度 (2025 年度)に開設予定の(仮称) 豊中市立児童相談所と連携し、包括的な支援体制の充実に向けて取り組みます。
- ●若者支援総合相談窓口においては、相談者の状況や環境の変化に対応しながら支援サイドが、 来館、オンライン、訪問支援 等その用いる手法等において、常に柔軟な発想に基づき対応することが必要です。
- ●犯罪被害等を未然に防止するため、インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や 広報啓発活動に取り組むことが必要です。

若者支援意見交換会

北海道、東京都、愛知県、沖縄県で若者支援に携わっている 支援者を ZOOM でつなぎ、各地の状況及びこれからの若者支 援に必要なことについて意見交換を行いました。

<コロナ禍における若者の状況について(抜粋)>

- 〇困難ケースの相談が増加 (家族間のストレス、虐待、自殺
- 〇トラブルに巻き込まれる若者(詐欺被害、副業サイトでのトラブル、パパ活で望まない妊娠等)
- 〇サードプレイスが利用できない為に、家庭等ファースト プレイスに悪影響が及んだ

<今後の取組のポイントについて (抜粋)>

- ○つながり続ける支援は、今後も重要
- ・一人ひとりの不安の正体にあわせた支援や、一人ひとり の状況に応じたゴール設定
- 〇オンライン、動画配信など対面支援以外の方法の検討(温度感を届けることが重要)
- 〇支援者を広げる(支援者支援が必要。広域連携、民間企 業とも協力)
- ○若者支援は地域づくり(支援団体×支援団体、支援団体× 民間企業、多世代交流、若者同志)

若者サミット実行委員会

若者当事者である実行委員が自分自身の生きづらさ、将来の

夢、価値観、教育・社会・大人に対する不満や将来への不安 等について5回にわたり意見交換していただきました。

<若者支援に必要な取り組みに関する意見(抜粋)>

- 〇他者との考え方の違いを受け入れ、受け入れてもらえる 体験
- ○異世代や様々な立場の大人と対話する場・機会
- ○変化のスピードが速く、不確定な時代であるからこそ、自 分の人生について積極的に考えることができる場・機会

居場所フェスタ2020inとよなか

ひきこもり、ホームレス、発達障害、外国人、生きづらさ、ヤングケアラー等に関する当事者(居場所)活動を行っている6団体に集まって頂き、コロナ禍による当事者および居場所への影響等について意見交換して頂きました。

<コロナ禍及び居場所の考え方について(抜粋)>

○居場所は緊急事態だからやる、やらないではなく常にあること、淡々と続いていることが大事。そしてその居場所の活用、関わり方は当事者自身が決める。決められる社会であることが大事。

- ○リアルに集まれる場の必要性を改めて確認した
- ○オンラインの活用(オンライン対話だけではなく、ラジオ のように聞く、文字で入力する、一緒に体を動かすなど 様々な手法で実施)
- ○生きづらさをキーワードに居場所を作っているけれど、 居場所に求められるるものは支援という形ではない。



概要版

令和4年(2022年)3月



市民協働部 くらし支援課 若者支援担当

〒560-0022 豊中市北桜塚 2丁目2番1号 TEL: 06-6858-6870 / 6863 FAX: 06-6858-5095

豊中市若者自立支援計画~改訂版~ 概要版

主に10歳代から30歳代の社会生活を営む上での困難を有する若者への支援を中心としながら、 学校から社会に移行する期間を支える仕組みや困難な状況に直面する前の予防的な観点の対応等について定める計画

【法的背景】

● 子ども・若者育成支援推進法(国)

子ども・若者育成支援施策のための枠組整備(基本法的性格)、社会生活を営む上で困難を有する 子ども・若者を支援するネットワーク整備が目的。40歳未満までが対象。

● 子ども・若者育成支援推進大綱(国)

子ども・若者育成支援推進法を受けて、子ども・若者育成支援施策に関する基本的方針等について定めたもの。

【関連計画】

■ こどもすこやか育みプラン・とよなか

おおむね18歳までの子どもとその家庭等に対する子育ち・子育て関連施策を総合的・一体的に進めるための計画。

● 豊中市教育振興計画

豊中市の教育の目標や基本的な方向性を示した計画。

【子ども・若者の置かれた状況、今後の取り組みに向けた課題】

〈子ども・若者の置かれた状況〉

- 府立高等学校の中途退学者割合 (1.4%) は全国 (1.0%) よりも高い
- 令和 2 年度における豊中市立小中学校における長期欠席者数が増加
- 令和 2 年度における全国の15 ~ 39 歳迄の若年無業者の割合は 2.7% (前年度 2.2%) に増加
- 令和 2 年における豊中市の 39 歳以下の自殺者数は18 人(前年 16 人) に増加
- SNS に起因する被害数 (全国)、児童虐待相談件数 (市内) が増加傾向

〈今後の取り組み向けた課題〉

- ●新型コロナウイルス感染症の影響による孤独・孤立化の深刻化、就業環境の悪化、インターネット上でのトラ ブルや詐欺被害等の相談増加など子ども・若者を取り巻く環境の悪化への対応
- ●不登校やひきこもり、ヤングケアラー、社会的養護のもとで成長した子ども・若者等への支援、貧困の連鎖防止、 犯罪被害の未然防止、自殺予防等の取組みにおいては関係機関の連携強化が不可欠



【豊中市若者自立支援計画の骨子】

- ① 予防的及び成長・発達の機会を提供する観点から、小学生から系統的に、生活・社会・職業的自立を視野に入れた取り組みを行います。
- ② 学生から社会人への移行期を支援する取り組みを行います。
- ③ 自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。
- ④ 虐待、DV、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、生活・社会・職業的自立を支援します。



施策の柱 1

子ども・若者が自らの心・身体を 守ることができる力の育成

- ・教育委員会と連携を強化し、自立に向 けた教育機会の充実
- 自殺予防対策
- •成年年齢引き下げにともなう消費者教 育に関する周知啓発
- •ヤングケアラーに関する現状把握、課 題整理、支援策の検討

施策の柱 2

基本方針

子ども・若者の生涯を見通した 重層的な支援ネットワークの構築

- •若者支援総合相談窓口における支援内 容を検証するための仕組みづくり(試行
- ・来館、オンライン、訪問支援等相談者の 状況に応じた支援の実施
- (仮称) 豊中市立児童相談所 (令和7年度 開所予定)や地域の社会資源と連携し た支援の実施

施策の柱图

子ども・若者を地域で支える仕組み・ 居場所づくりと社会参加の推進

- 学習支援や居場所づくりの推進
- •地域若者サポーとステーションとの連 携や無料職業紹介事業等を活用し就労 支援の他、自身の職業キャリアや働き 方について考える事ができる機会づく IJ
- •地域や支援団体、支援機関との連携強

施策の柱4

支援の拠点整備と多様な担い手の 育成および担い手の活躍の場づくり

- •若者支援総合相談窓口と連動する居場 所機能を活用した支援プログラムの充実
- 青年の家いぶきの施設再編による関係 機関の連携を密にした切れめのない支 援の実施
- 支援人材の育成と、活躍できる仕組み づくり





非行や薬物乱用等の防止と 自立・立ち直りの支援

- •教育委員会と連携し、犯罪被害等の未 然防止に向けた教育機会の充実
- ・ 当事者グループ活動等への支援
- (仮称) 豊中市立児童相談所等と連携し 再発防止や自立支援につながる取り組 みの実施

【計画期間と新たな成果指標】

計画期間は平成30年から8年間

平30 平28 若者

支援

構想

若者自立支援計画

🗲 具体化 🛮 🛆 計画見直し

〈次期見直し〉

「こどもすこやか育みプラン・ とよなか」との継続性や連携 強化を含め総合的に見直す予 定です。

〈新たな成果指標(試行実施)〉

これまでの若者支援総合相談窓口での支援の経験から、状況改善につながった 6つのステップを成果として設定し、一定期間毎にその兆しとなる言動(成果指 標)の有無を確認することで、相談者の状況を見える化し、状況変化を確認す ることで現在の支援内容の効果について検証します。

【推進体制】

国や大阪府、民間団体等の教育、保健・医 療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の各分 野が連携して取り組みを推進するため、 「豊中市子ども・若者支援協議会」にて、 若者の社会的自立を支援します。